

かすべからざる當町の一特色でめる。

雜業種類別表 (大正十三年)

園藝	五	男女紹介業	一八	遊藝師	二二
代書業	七	金融業	七	遊藝人	二〇
蔬菜栽培(百姓)	六一	牛馬周旋業	一〇	馬力業	八七
牧場を除く	一六二	宗敎	三五	俳優	八四
銀行	五	醫師	五〇	音樂家	三二
理髮	九九	産婆	六八	畫家	五
髮結	一〇三	鍼灸按摩	六三	其他の職業	九、八四八
土地貸家案内業	一九	齒科醫	二八	計	一一、九七六
葬具貨物業	一五	遊技場	二〇		

## 第十二 社會的事業

### 一、公設市場

蜀山兀阿房出戌卒叫函谷舉とは其の由來を異にするけれども、歐洲大戰の影響で成金が簇出し、銀行使丁が賣船を談じ、客待の車夫も萬金を夢見るといふ時に當つて越中の賤婦が米屋を襲つたとの新聞を見た全國の下級者は忽ち響應して、有名な大正の米騒動を惹起したことは人心の激變驚くべきものがあることを示したものである。此時に大阪地方米商の被害も亦甚だ酷であつて茲に制遏の處置となり、有志の義捐によつて貧民救濟の舉が起つた。全國的に將た普遍的に社會事業の勃興したのは實に此の時に始まつたのであつて、其の一時的の騷擾が平靜に歸した後の義捐殘金は、社會事業に繼承されて、公設市場を生じたものが多い。我町營第一公設市場も亦この殘金から成立つたのである。大正八年八月花園三六九番地に百六十四坪を借入れ、建坪百十四坪の急造バラックが竣工して、三十八店を開き、別に五坪の事務所を設け、監督員を置いて賣價を制し、町會議員五名を委員として巡檢督勵に力め、又大阪市の施設に倣つて原價調査、仕入先吟味、顧客待遇等、ひたすら社會施設の聲價を世人に認めさせるべく盡し

た功が空しからず、建設當時周境の壞牆荆棘の地が忽ち變じて二階建店舗を以て圍繞するに至り、市場建物の貧弱は似合しからずなり、且つ周邊私人の商店が總て顧客より公設市場視せられ私店の賣品に就いて絶えず苦情を持たれるので、大正十一年之を他に移して大阪市の設備に倣ひ其の周圍を更に市化することゝなつて、即ち遞信省簡易保險積立金三萬圓を借入れ稍々太なる一箇の公設市場を作らんことの議を決し、同年十一月遞信大臣並に内務大藏兩大臣に起債申請を提出し大正十二年二月内務省から起債の認可を得同年五月貸付通牒に接して資金の調達が出来た。然るに建設地點に争奪の議が起り、續て一箇の大市場よりは數箇の小市場を可とする論を生じ、遂にバラック市場を其の場に改築し、他に二箇を設置するものとして其の議成り候補地物色に曲折があつて、一は鶴見橋五丁目に三百坪を五ヶ年間無償とし爾後隣接地に照して有料で借りる交渉纏り又他の一は橋通五丁目に七百二十坪借入の好意的契約を結ぶを得、漸次其の進行を見たのである。各市場關係左の如くである。

花園公設市場 花園三六九番地

- 一、開 設 大正十二年五月六日
- 一、敷地 坪數 百貳拾六坪四合
- 一、改築建物坪數 九拾四坪五合 壹棟

此の内部 事務所一。賣店三十二。便所一。通路四坪五合。

- 一、改築及設備費 八千六百參拾四圓
- 鶴見橋公設市場 鶴見橋五丁目一、〇一六番地一、〇一七番地
- 一、開 設 大正十二年十月二十七日
- 一、敷地 坪數 參百六拾坪
- 一、新築建物坪數 貳百六拾六坪參合

内 譯

- 本家 市場 貳百拾參坪四合 事務所及宿直所一、賣店三十二、通路六拾壹坪八合 壹棟
- 便 所 貳坪貳合五勺 壹棟
- 倉 庫 拾九坪壹合參勺 貳棟
- 南面通路上家 參拾壹坪五合 壹棟
- 一、借入 建物 貳拾貳坪七合 賣店八 (地主の建設せるものを借入)
- 建物 總坪 貳百八拾九坪 (賣店四十)
- 一、新築及設備費 貳萬千七百六拾六圓

以上の新改築に低利資金は使ひ盡されて、第三市場建設の費を缺くに至つたので、十二年四

月簡易保険積立金壹萬參千圓の豫定申込をなし、大正十三年二月遞信大臣に又其の起債申請を内務大藏兩大臣に提出し同年五月内務省から起債認可があり、同年六月貸付通牒に接して資金が出来即第三市場を橋公設市場と稱することになった。

橋公設市場 橘通五丁目七九八番地

一、開 設 大正十四年三月二十六日

一、敷地 坪數 貳百四拾坪

但し借入地七百二十坪中四百八十坪を公民病院敷地に充つ

一、新築 建物 百五拾九坪五合

内 譯

本家市場 百五拾七坪五合 事務所及宿直室一、賣店三十二、通路六十坪半 壹棟

便 所 貳坪 壹棟

一、新築及設備費 金壹萬參千圓

公設市場は序論の如く社會事業として起つたものであるが、大阪市は之を小賣物價指導所と進めた。將來中央御賣市場と相待つて、益々發展を遂げるであらう。由來大阪地方は小賣市價が割高で其掛引が多い所であつたが今や公設市場百貨店等に依り市價を表示せられ、此の弊風

が減じたのは喜ばしいが、尙將來一層有効に利用したいものである。

## 二、公 民 病 院 橘通五丁目七九八番地

當町は大阪市接續の平坦地で豫て耕地整理に依り市街地域に相當すべく區劃した爲め、戸口の増加著大に百般の施設が間に合ひかねる現況ながら、來住者は概して中産階級以下に屬し、特に大阪市の木賃宿禁止以來、當町に之を増加し、之が爲一部は貧民窟と化し、従て多數の行旅病人及同死亡人を續出し、人道衛生上看過し難くなつたので、茲に本病院を經營し、一は中産階級以下の苦痛とする醫藥費を軽減し、一は行旅病人等を收容治療せんとの議が大正十一年頃から町會議員其他の間に生じ、越て大正十二年三月其の筋より社會事業資金の要否下問を受けて茲に町の内議を決し之が貸下を乞うたので同十一月大阪遞信局長より貸付内定の通牒に接したが、又々町會内部に議論百出したので御成婚紀念事業として本事業及職業紹介所、第三公設市場資金借入を決議し、漸く二月金五萬圓を遞信省簡易保険積立金から借入の申込をなし且つ内務大藏兩大臣に起債申請を提出し其の起債は借入を大正十三年度に改め、内務省認可を受くるに至つた。然るに病院の經營方法に關し、遞信省より種々の質議頻出して、三月初旬漸く資金借入の手續を了し、工事は十二月より著手し、三月中に病院業務を開始すべく諸般準備

備をなし、豫定の如く三月末開院した、建築設計其他の事項は之れを衛生の部に掲載したので  
茲には略する。(衛生の部今宮公民病院参照)

### 三、職業紹介所 花園三六五番地

住吉街道鐵道橋の近邊に蟻集する其日稼ぎの労働者が就職口多く、自彊館止宿人夫も三圓の  
手傳賃に満足せず、大工場には頻りに労働争議が起るが人手需用の益々多いと云ふ大正十一年  
頃に町會議員は將來に労働需給の均衡が敗れんことを高唱して茲に職業紹介所設置の議を決し  
十二年三月公民病院と共に資金豫定申込をなし、同年十一月大阪遞信局より貸付内定の通牒に  
接したが、議論紛糾の末御成婚紀念事業の一として資金借入を決議し、十三年二月金貳萬圓を  
遞信省簡易保險積立金より借入の申込をなし内務大藏兩省への手續も終了し十三年十月起工、  
十四年三月二十八日竣工開設、翌日より業務を開始した。其の概要左の如し。

一、敷地 坪數 二八五坪

一、新築 建物 鐵筋コンクリート造二階建 四七坪一三 壹棟

階 下 四七坪一三

階 上 四三坪八九

階下室割

事務室 應接室二 湯沸所 小使室  
男子控室 女子控室 宿直室

階上室割

事務室 應接室 控室 會議室兼講習場  
求職者救護室

### 一、新築及設備費

内 譯

新築費

設備費

### 四、今宮町方面委員及其の後援會事業

方面委員制度は大正七年八月の米騒動を動機とし、既往一般には夢想せざりし社會下層生活  
の實狀調査を急務として、騷擾の盛なりし地を一方面區に、其の義捐篤志家の一部を委員に囑  
託して編成したのである。

當町に於ける方面委員制度の實施は大正八年一月十日今宮第三小學校内に事務所を設けて之  
を開始したのにある。當時現在の東西入舟即ち釜ヶ崎は四十餘軒の木賃宿を有し各地よりの落  
伍者集團し、風紀衛生の醜汚なる思想の險惡なる從て悲惨事の頻發する等言語に絶し、官公吏  
も殊に警察官ですらも其職務を執行し得ない状態であつた。然るに方面委員が木賃宿經營者と

連絡して極力病患者に醫療を與へ、窮困者に衣食を施與し、續て不幸の經路を調査善導することと努めたる結果は、從來狂暴を自慢とした彼等も茲に人情美を體得するに至り、次第に淳良なる訓化に歸して、今や普通居住者と殆ど遜色ない状態に進んで來た。只多數は勞働者、遊藝稼人等で、一定の職業なく、日傭稼を常とするを以て、貯蓄心は今尙興起すること鈍く、方面委員より大阪府廳主管の庶民信用組合貯金を推奨して、貯金箱を配置する等、繼續努力しつつあるのである。

大正八年一月以來大正十四年三月末日までの委員の取扱事項及處理の件數左の如し。

- 一、指導相談 一、一五八件
- 二、保健救療 一六、八一一件
- 一、育兒獎學 八二七件
- 一、周旋紹介 一、二一六件
- 一、戸籍整理 三、二二八件
- 一、金品給貸與 五、八二五件
- 一、軍事救護手續取扱 五七件
- 一、行旅病人救助手續取扱 一五八件

計

二萬九千八百八十件

今宮町方面委員後援會は、方面委員事業を助成し、所要の資金を寄附募集して圓滑に諸計畫を遂行するのを目的とし、初め町會議員の會員を以て成り、大正十三年秋季に有志を勧誘して多數の會員を得る如く會則を改めたのである。

五、救濟事業

(イ) 行旅病人死人

今宮町は大阪市接近町村中、行旅病人及同死亡人の多き事に於て第一位を占むるであらう。今宮は天下の行旅病人の集合地だとさへ言はれてゐる。何故斯く多數の行旅病者が我が今宮町に來るのか、それは今宮町に四十幾軒の木賃宿がある爲である。從來今宮警察より引渡を受け今宮町に於て救護取扱をした行旅病人及同死亡人の身元を調査するに、其殆んど總てが病倒前木賃宿を目標に尋ねて來て、所々徘徊中途に病氣の爲め倒るゝに至りたるものなのを見てもわかる。尤も木賃宿生活者は大多數が貧困者の集りで、一般に貯蓄心に乏しく、身體壯健の内は酒肉に親しんで居るが、一旦病魔の犯す處となると、醫藥は勿論、宿料さへ支拂得ず、病氣長引くに從ひ、食餌の資料を缺き、進退谷つて何とか救助を受けんものと、宿屋を後にして警察

又は方面委員事務所等を訪問の途中で倒れるもあり、或は長期の患に宿料不拂の爲め宿屋に迷惑を懸けるを潔しとせず、何の目的もなく出立し附近の空地等にて一夜を明し、身體の自由を失ひ、警察官吏の目に止り、行旅病人の取扱を受くるに至るもあり、又病弱にして収入の途を失ひ、宿賃の支拂への爲め、宿主より退去を命ぜられ、是非なく出立し、喰ふに食なく、寝るに宿なく、遂に歩行の自由を失ひ、倒れるといふ悲惨な者もあり、右以外に今宮町は警察署の所在地なるが故に、附近町村及大阪市より救助を受けんとして尋ね來り、遂に本取扱を受くるに至るもあり、又近來浮浪の鮮人が晝間は所々を徘徊し、夜間は今池方面の空地を恰も住所の如く寢泊りし、盛にモルヒネ注射を行ひ、該中毒に罹り病重るに至り、該取扱を受けるものも現れるやうになつた事は頗る遺憾に堪へぬ所である。右に述べた取扱は、順序として今宮警察署長から町長へ引渡し、今宮町は弘濟會大阪慈惠病院、及同生野保養所、大阪養老院に收容救護し、入院料として一日金七拾錢を收容病院へ支拂ひ、後日扶養義務者から徴收することになつては居るが、概ね無資産なるが故に徴收し得ず、其費用の大部は大阪府より辨償を受けることになるのである。行旅死亡人は警察署長より引渡を受け、市立天王寺葬儀所に假埋葬に附し、原籍氏名等不明の分は新聞公告するのである。最近三ヶ年間に於ける一年平均取扱人数は百人内外、救護費繰替金四千五百圓を算して居るのである。

#### (口) 精神病患者

町村に於て監護すべき精神病患者は、監護義務者の無い者、其義務者あるも無資産で義務を履行し能はざるものであるが故に、貧民の多き今宮町に於ては、他町村に比して遙に取扱件数の多きは當然の事である。取扱方法としては概ね警察署長より引渡を受け町に於て堺脳病院、關西精神病院等に收容し、入院料として一日金壹圓を要し、徴收方法は行旅病人と同様であるが大部分は大阪府より辨償を受けることになるのである。精神病患者監護に要する最近一年間の費用金參千圓内外人員三十人内外に至るのである。

#### (ハ) 貧民救助

一定の住所を有するも、夫に死別したりして、内職其他に依り數人の幼兒を養育する内、其身も病弱となり、収入の途を失ひ、疾患の長引くに従ひ、醫藥は勿論子女に食物を與へることすら出來ない、悲惨な一家もある。又老衰して就職の途なく、之を養育すべき親族を有せず、近隣の恵みに依り、漸く生計し居る老人もある、此等は町費を以て一人一日二十五錢の割で救助するのである。方面委員よりの通知に依り、町長に於て救助の必要と認めたるもの限り、一ヶ月十人の範圍で一ヶ年の豫算額金壹千圓を以て救助に充て、居る、右の外貧困の疾患者に治療料藥代の實費又は被服旅費を給するものもある。

(二) 冤囚保護

監獄法第六十九條に依り、典獄から出獄人中保護を要するものとして通報を受けた者は警察署長と協力して適當な保護を加へ、之が指導誘掖に努めた、さうして親族故舊ある者は是れをして授産を圖らしめ、其縁故なき者は、本人の體質技能資力の有無を斟酌して授産方法を講じ、保護者名簿を作成して不斷視察してゐる、只出獄人保護會を組織する計畫の今に成らぬを遺憾としてゐる。

私設的社會事業

(イ) 財團法人大阪自彊館 西今船一〇七六番地

自彊館は明治四十五年二月創立、私立大阪自彊館と稱し、同年六月事業開始、大正二年六月許可を得て財團法人大阪自彊館と改めた。寄附行為に基き社會事業を行ふを目的とし、其の後分館を西區天保町及築港に設置したが、該敷地は府有で、府設營上の所要に返還止み難く、建物を處分するに至つた。又同時に簡易食堂を設置して、清潔簡素に榮養を旨とし低廉に供給したことが、各都簡易食堂の濫觴となり模範をなしたのである。併し爾後大阪市の該設備次第に整頓したので、相當の成果あつたことを祝して廢止した。

初め下層労働者の善導自彊を目的として本事業を企てたので、即ち大阪市及接續町村に居る貧民は概ね其の附近に散在せる木賃宿に住居するを例とし、日常の生活は不規則無節制で且つ非衛生的で、その日々の労働により得た所の賃金は、即時に濫費するのを常とし、偶々餘裕あれば業を怠り、飲食博奕に耽り、毫も將來を顧念せず、從て疾病其他の不幸に遭遇すれば忽ち飢餓凍餒に襲はれて窮迫の末は不肖の徒と化するのみならず、傳染病の源窟となり、諸方に病毒を散布する等、殘害の波及寒心に堪へざるものがあつたのである。是等社會の落伍者を收容し、低廉なる料金にて清潔なる寢具を供給し、無料入浴をなさしめ、衛生的にして規律ある宿泊を許し、職業を紹介して勤儉力行の美風を涵養し、貯蓄を奨励して將來の家庭を企圖せしめ、又講話其他の方法によつて精神修養を積ましめ、演藝會活動寫眞會等を開催して慰安を與へる等、社會の共存共榮に資する奉仕事業に貢獻しようとするにあつたのである。繼續數年の效果日に顯著となり、簡易食堂の經營と相待つて頗る社會に歡迎せられ、連年御下賜金(宮内省)助成金(内務大臣)補助金(大阪府知事)の交付を拜して居る。

設備は本館敷地九四六坪建物延六八四坪餘で、宿舍二棟(二百二十九坪餘)小住宅二棟(三百三十坪餘)事務室、炊事場、食堂、販賣所、浴場、納屋及附屬住宅(十四棟百二十四坪)等とす、而して宿舍は八疊、三室、六疊の二十九室の外に講堂娛樂室あり、五十二疊敷を有してゐる、





(八) みのり子供園

本園は大正九年七月大阪市北區の眞言宗和田達源氏の獨立經營に係り、専ら兒童補育を目的とする一種の幼稚園である。大正十三年末兒童現在三十人で、卒業生五十人を出してゐる。保母二人で之を預るが一切無料である。

臨事社會的事業

一、米騒動と廉賣市場

大正七年八月米騒動があつた、大阪市及附近一體は八月十三日此騒動を起し、その夜は最も騒擾を極め、米穀商及其の倉庫は勿論、大厦高樓は悉く飾硝子戸を破壊し、鋤斧を用ゐて建物の壞崩を計り、放火數方面に起り、或は電車の燒打となり、或は駐在所の引倒となる等、混亂名狀すべからざる暴狀に陥り警察力にて鎮靜させ難く、遂に大阪衛戍部隊全力を擧げて鎮壓に勉むるに至つた。回顧すれば當時大阪は商業繁榮の絶頂で、開國以來未曾有の成金時代で、投機心の熾烈なる、虚榮心の高調せる、さうして成金者の萬金を費すこと、塵芥に等しく、爲めに下層階級の之に學び得ざる憤慨は、この機會の利用となり、野次馬連數萬の集團が各所に蜂起したのも是非がない。

騒擾漸く鎮靜に歸しては、第一に米價騰貴の脅威を解決し、民衆の反感を緩和するのを急務とし、大阪市を中心に接續町村篤志者の義捐事業起り、無償施與米に始まり、續て義捐金補足の廉賣に進み、漸次人心の安全と、米穀商の開業を見るに及び、茲に寄附金殘額處分の策となり、大阪府は方面委員制度を創設し、町村は公設市場を急造開設するに至つた。

當町の寄附金全額及其の處分の全般は書類がないのを遺憾とする、公設市場は殘金の三千六百餘圓を以て、花園三六九番地蒲生正太郎氏畑地借入木造堀建百二十餘坪の一棟を建設し、三十八店を開いて米、麥、野菜、魚鳥牛肉、乾物、漬物等食料品の全部を廉賣したのであつた。

二、國勢調査

國勢調査は第一回を大正九年十月一日午前零時を以て行はれた。今宮町に在つても之に盡力し(一)調査區の決定、(二)國勢調査員擔當區の指定、(三)國勢調査員の訓練及準備調査、(四)申告書用紙の交付、(五)申告書及照査表の検査、(六)町要計表の作製、申告書及照査表の整理並提出、(七)以上の連帶事務とし百五十九名の委員によつて行はれた。

其の調査の結果は照査表寫要計表寫を次の國勢調査迄保管するの外各世帯主の申告書及照査表、要計表の正本は渾て郡府經由に中央部に提出せられた、大正八年末の戸數一〇、四一〇戸、人口三一、九一九人、なりし處此の調査に依り大正九年十月一日世帯數一二、九二八、人口五〇、

〇七七、内男二六、七五二、女二三、三二五となり全國町村の第五位を占むることを知り得たのである。

### 三、官行木炭取扱

米騒動を覺醒期として各種の社會施設が起つた。官行木炭取扱もその一である。由來薪炭の取扱は其の勞多くして身體被服を汚すため常人の喜ばない職業であつたが、市井に於ける需要は價格を問はざる情形を呈し、當町の如き大正九年末に米屋百餘軒に照し、薪炭商二百三十餘軒を有して、而かも是等の多數は經驗を有せずとも少數の販賣で一家數口平均百餘圓の生活費を得るとは、是れ果して何といふ現象であらう。茲に於て大林區署製造木炭を實費に廉賣し、需要の幾分を満足せしめ、一つは炭屋に幾分の反省を促す必要があるとして、之が取扱を爲すこととなつた。之を官行木炭取扱と稱した。

當町に在て官行木炭を取扱つたのは大正十、十一の兩年で、大阪大林區署管山崎小林區署製四ヶ俵を西成郡合同調辨契約に依り左の如く取扱つた。

大正十年契約五千俵 需用家渡壹俵 金壹圓貳拾七錢

大正十一年同七千俵 同

金壹圓參拾貳錢

惜いことに官行木炭は品質一定せず、包装量確實ならず、石や塵芥の夾雜もあり、低廉な代

り、直接需要者には不利のものを生じ、且つ府知事の量目表示指定品であるから、當業者の論争を醸し取扱吏員を苦しめた。

大正十二年は關東震災に依り官行木炭は總て同地方に搬出の要ありとして大林區署の賣止めとなり、同十三年は事務多忙で遂に廢止された。

### 四、關東震災救援事業

一、事態 大正十二年九月一日の關東大震災に際しては町會協議會を招集することとなり、三日早朝より議員の全員參集、町より相當の義捐金をなすこと、町内有志一般より義捐金を募集することに決し、告示を要所浴場、床屋に掲げ、町吏員の大部をして地區を分ち、救援事業を高唱せしめた。是より前に町内有志は義捐運動を開始しつゝあつて、警察の許可を要することなど思ひも出でず興奮奔走、各一地區内に寄附帳を持ち廻り、其の集金は朝日毎日時事の各新聞社へ寄託しつゝあつた。

二、金品義捐 四日町會を開き、天機奉伺御機嫌御伺及町費より金五千圓寄附の議を決し且つ町民の義捐金品を取扱ふべく定め、町内を二十五區とし其の區内在住の名譽職、在郷軍人、青年團員及有志を一團として金品募集及役場に引渡のことに當らしめ、役場は之を受領整頓梱包して府の救護部(在築港)に送致することとなり、其の義捐金品急募の宣傳書は役場全吏員に依

つて全町の各戸に配付せられ、一方金品領收證書の調製、募集者囑託書の發行、金品記入簿冊の編綴配當等に夜を徹した。五日味爽より金銭物品の直接納入犇々と詰め寄せて來て、社會課員三名に依て開始させたが、次第に各課より増員し金銭受付に二名物品受付に四名其の評價梱包及明細記録に三名を配して尙到着の前後に依る寄贈者の不平を聞き、晝夜兼行五日にして漸く雲集薄らぎ、幾分事務の整頓に著手することを得るに至つた。然る處各區よりの金銭は其の合計と義捐内譯簿冊と符合せぬもの多く、物品は簿冊に依らず引渡す區及無名氏が多數あつて、殊に物品を義捐者より蒐集し役場への搬入は役場の責務だとせる區も數ヶ所あつて、爲めに受入物品は役場物品受付簿と後にて引渡を受けた各區簿冊との對照上前後錯綜し、且つは梱包のもの内容符合せざる等、拾收する能はざる状態となつた。町は豫めこの事あるを虞れ、梱包荷造の際、番號を附したる内容の品名員數格(多くは推定)氏名表を作らしめておいたので之を報告の基準とした。

回顧すれば斯る突然の一事件に對しては左の如くするを可とせむ

- 一、一時廳内總動員を行ひ常務を中止して全吏員至當の配備に就くこと
- 二、囑託者を最初に招集し取扱順序を一致する如く印刷物(急ぐ際の打合せ特に名譽職等の集合は該設紛々として適從する所分明ならず)にて交付し必ず是れに據りしめ特に金銭と物品とは取扱者帳簿領收證を各別にすること

三、一冊の簿冊に對し責務者の數人に轉々すること責任の分界不明の虞を生ず且つ引受不正確に陥る。

四、大阪市は領收證(原符と二片)と感謝狀と連續の用紙に依り市區直接受領と囑託員受領とに拘らず金品と引換には即時に義捐者に交付したりと此の仕方は金品受付に時間を要し従つて従事員を増加する弊あれども確實にして整理し易ければ是非將來は倣ふべきことなり

如上の取扱に依り、九月十五日を以て締切期限としたが、其の後の義捐尙續出し十月二十日を最後として府に納付した。其の義捐金品の總額は左の如くである。

金五千圓

今 宮 町

金貳萬參千參百參拾七圓九拾四錢

一般住民七六七〇名

物品四千六百八拾六點(點とは小包又は糸紐等の掛けある一括包)

一般住民四八三八名

以上の成績は、有志の各新聞社又は大阪市内宗教其他の慈善團に寄託せるものを含まざる數額で、町の取扱方二日間遅れたる爲、既に寄託し又は寄託の目的を以て募集中であつたものは

總て除外した結果で、若し是等を算入せば相當多額に上つたであらう。

尙ほ有志募集もあつて、之は是非調査して後日の參考に供せむと公告して蒐集に力めたれども一小部分の報告ありしのみにて遂に判明しなかつた。

三、避難民取扱 避難民取扱は大阪市の設營に参加して方面委員、在郷軍人分會、青年團及有志中より梅田、天王寺、難波、湊町各驛に交代出張して其の疲勞を勞はり空腹を犒ひ傷病者を負荷誘導する等相當の慰藉に勉め、又知邊ある者は其の居所に案内したが、町は直接に之に關し得なかつたのを遺憾として居る。さうして當町に到達した者は夫々知邊を辿りて相住居に落ち著いたが、萬一を願慮し收容所を物色中、財團法人力行會は其の經營工場を收容所に改造し、又太田清吉氏は一時その所有空屋を提供せうとの申出あり、依て知邊なきものを左の如く收容した。

力行會工場(今宮町東今船)三戸九人(内一戸五人は十三年二月末まで居住しありたり)

會長 大阪市北濱五丁目 靴店 土居元次郎

太田貸家(今宮町橋通五丁目) 二戸七人

外國人にして避難者救助の篤行ありたりとて當町南開五丁目理髮業支那人常學全の調査要求が其筋から到達した。それは九月四日大阪築港にて同國人二十三名を引取り、一週乃至十日間

給養したのである。

四、避難民調査 後藤臨時救護事務局副總裁から避難民調査の照會を郡より移牒あり、當時既届出者寡少であつたから多數には上らないと町吏員各戸訪問宣傳の結果は左の驚くべき多數で、世帯調査票、個人調査票、要計表記入心得等郡よりの交付數不足し、數回に亙り追加調辨した、此の調査取扱期間は十月二十五日より十一月二十四日まで滿一ヶ月を要した。

府 縣 別	男	女	計	備 考
東 京 市	六六一	四〇三	一、〇六四	此の調査締切後恩賜金交付手續に關する公示宣傳に對し調査漏の申立をなせし者亦稍多かりしなり
東 京 府 下 外 市	一〇二	五八	一六〇	
東 京 府 下 外 市	一〇四	九四	一九八	
横 濱 市	七	八	一五	
横 濱 市 下 外 市	一	三	四	
神 奈 川 縣 下 外 市	八七五	五六六	一、四四一	
靜 岡 縣 下 外 市				
避難民總計				

五、避難民に對する恩賜金取扱 罹災避難民に對し恩賜金があつたので、申告手續を定めて右避難民區域の外、埼玉、千葉、山梨諸縣からも様式の調製交付方委嘱があつた。然るに各府縣市の様式一樣でない爲め警察の證明を要求するものもあり、申告者を窺せしめた、右に付東

京市の向側及兩隣三戸の記入式を最も簡便にして適當であると認められた。  
 是等關係の周知法は受惠者の注意周到なるべきを豫期し、宣傳費節約上街路、浴場床屋等の  
 掲示に止めたが、頗る不徹底であつたのは遺憾とする。

右の申告に基き必要の手順を経て、當町に交付囑託の人員は甚だ僅少で、十三年八月末に東  
 京府知事其他より申告者少數に付更に周知方の要求があつた。依て全町各戸に更に宣傳ビラを  
 配布して注意を喚起したが尙ほ僅少に過ぎなかつた。

五、勞働統計實地調査

勞働統計實地調査は大正十二年十月十日現在を第一回とし、三年毎に一回施行される定めで  
 著々其準備を各府縣郡村でなしつゝあり、今宮村も準備してゐたが震災のため一ヶ年延期のこ  
 ととなり十三年六月より更に大阪府主催の講演會、郡主催の講演會、數回の打合會、内務省注  
 意事項の研究會等ありて七月より準備調査に入つた。十月十日現在調査の結果は左の如くであ  
 る。

工場名	工場所在地	勞働者數	備	考
丹平商會製藥場	北神合六〇七	九七	最高員一〇二ノ處減	
川上塗料製造所	今池一、〇六六	三三		
岩橋製作所	海道六八七ノ二	七一	最高員七五ノ處減	
桑田寫眞臺紙工場	西入舟七二二	四七	同 四九ノ處減	
共和護謨合資會社	櫻通八丁目一、三一七	六四	同	
新陽ゴム製造所	橋通四丁目七九七	三六	同 三八ノ處減	
杉本白墨製造所	西四條二丁目四九七	七七	同 八八ノ處減	
日本防水布株式會社	東四條二丁目四八六	八六	同 一〇一ノ處減	
合名會社 石室製菓所	旭北通五丁目一、〇九六	一三四	同 一八二ノ處減	
中央製菓株式會社大阪支店	旭北通八丁目一、〇五五	八八	同	
鎌田ゴム製造所	同 一、一一六	四六	同 一一〇ノ處減	
高アルミニウム器具製造所	鶴見橋通三ノ四二五五	六九	同	
日本印刷製本株式會社	鶴見橋北通一丁目三〇一	三九	同 八〇ノ處減	
合資會社 帝國鋼管製造所	出城通一丁目三八四	四六	同 四三ノ處減	
加藤鍍金舖今宮分工場	同 二丁目三九六	八八	同	
カナエパツキング製株式會社	同 四丁目六〇八	一四八	同 九四ノ處減	
合名會社竹中鑄造所第二工場	同 六丁目六二三	四二	同 一五一ノ處減	

合名會社 東洋可鍛鑄工所	出城通六丁目六六八	八二	最高員
伊藤 砒 工 場	南開二丁目四二四	一八〇	同 二〇四ノ處減
合資會社 鈴木製作所	同 六丁目五八一	五三	同 五五ノ處減
大阪鍍金工業株式會社	同 六丁目五八二	四八	同 五八ノ處減
大阪螺旋鍍銀株式會社	中開三丁目五三二	四三	
江本製紙株式會社今宮工場	同 四丁目四九四	四七	同 五七ノ處減
南海鐵道株式會社	南吉田六〇〇ノ一	二七二	
天下茶屋車輛修繕工場	梅通九丁目一、二六五	三〇	
安田 硝 子 製 造 所	梅南通六丁目七六一ノ二	三六	
オリエンタルワニス	北開一丁目四四一ノ一	三三	同 四〇ノ處減
ベイント株式會社			
伊藤 硝 子 工 場			

右の指導員は社會課長南雲清次郎と課員宮崎八五郎と之れに當つた。以上の外自轉車工場一ヶ所取調進行中百名以下となり、失格し毛織工場一ヶ所調査開始直前大和に移轉した。

### 第十三 交 通

#### 交通機關の發達并運輸交通の狀態

大大阪市が我が國の心臟となりて愈々世界的に發達せる今日、大阪市の繁盛地に近く接する今宮町の我が國有數の人口密度を有し大町村となりたるは蓋し必然の勢である。

國道第廿九號道路紀州街道は、町の東に偏して北より入りて南走拾數丁、アスファルト敷きで、路面砥の如く、人車、馬車の往來織るが如く、一等補助道路勝間街道は、粉濱より來り縦貫すること拾六丁餘で南大阪に達し、二等補助道路阿部野街道、同中道街道、三等補助道路西住吉街道は何れも略々南北の方向に本町を貫通して、主要交通線をなし街路は是等を基幹として東西南北に井通し、交通運輸の便を圖つて居る。鐵道は高野線が町の西南隅を通り、西天下茶屋驛にて附近の乗降に便せる他は、悉く東部に偏して居る、即ち南海線は今宮夷驛を北に天下茶屋驛を南に、萩の茶屋驛を中央にし、最新型の車輛を以て運輸交通を圖り、天下茶屋驛よりは支線を天王寺驛に派して關西線、東海道線と連絡させてゐる。阪堺線は今池驛を以て大阪夷町、堺市、濱寺に通じ、支線を東方平野に出してゐる。